

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人

住所 (略)

氏名 大井 忠賢

(2) 提出年月日 令和8年1月9日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県議会が実施した海外視察に係る公金支出について、違法又は著しく不当な支出が行われている疑いがあるため、監査及び必要な是正措置を講ずることを求める。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由

ア 短期間に極めて高額な海外視察費が支出されている点

情報公開請求により開示された資料等によれば、2024年1月から2025年8月までの間に実施された海外視察15件について、公費負担額は合計約1億4489万円に達している。

イ 議長並びに各交渉会派の代表者の反復参加が全体構造として生じている疑いがあること（海外視察の必要性につき、極めて疑問があること）

海外視察は原則として議長並びに各交渉会派の代表者が参加する運用とされているようであり、また、特定の行き先に限らず、海外視察全体を通じて、同一人物が短期間に複数回、反復して参加している可能性も否定できない。しかしながら、再参加の基準や上限、選定理由は何ら明らかにされていないことからしても、海外視察の必要性、参加者の選定について明らかにされる必要がある。上記の点が明確とされなければ、海外視察の名の下に、実際は、県議会の有力議員の「慰安旅行」として実施されているのではないかとの疑いを払拭することはできない。

ウ 随意契約による手配の妥当性について

海外視察に係る航空券、宿泊施設、通訳、現地移動等の業務委託について、随意契約により特定又は限られた業者に発注されている可能性が高い。仮に、特定又は限られた業者に発注されていたとすれば、当該業者と県議会議員との関係を明らかにする必要がある。そうでなければ、住民は、契約形態が随意契約であることも相まって、端的に言えば、贈収賄の疑念すら生じるのであって、公金支出の是非について、有効な判断をなしえない。他の自治体においては、競争入札、あるいは、少なくとも、プロポーザル手続が取られているにも拘わらず、福岡県議会の海外視察においては、なぜか、随意契約の形が取られている。随意契約自体を否定するものではないが、随意契約を行う以上、少なくとも、価格比較、相見積、業者選定理由等が明らかにされる必要がある。しかしながら、随意契約に至る経緯も、競争入札、プロポーザルの手続では不都合である事情についても、何ら明らかにされていないことからしても、随意契約が取られたことで、競争性・経済性を欠く合理的疑いを払拭することができない。

エ 随意契約後の反復的な契約変更と上限潜脱の疑い

海外視察に伴う業務委託については、法令上の上限額の範囲内で随意契約が締結された後、その後すべての案件において変更契約が行われ、最終的な契約額が当初契約額を大幅に上回っ

ている。支出金額を増加させる方向での契約変更を行う必要性及びその妥当性について、明確にされなければ、法令上の上限額を潜脱するための手法であるとの疑いを払拭することができない。

オ 知事選挙の実施時期と議会対策的配慮が疑われる構造について

2025年4月には知事選挙が実施されている。知事選挙を控え、又は直後の時期においては、執行部にとって議会運営の安定が特に重視される状況にあったと考えられる。そのような時期に、議長並びに各交渉会派の代表者が反復して海外視察に参加していたとすれば、その選定が純粋に行政目的に基づくものであったかについて、慎重な検証が必要である。繰り返しになるが、海外視察の名の下に、実際は、県議会の有力議員の「慰安旅行」として実施されているのではないかとの疑いを払拭することはできない。

カ 行為から1年を経過しているものについて住民監査請求を行う正当な理由

福岡県議会が支出した海外視察費にかかわる公金支出に問題がある事実が明らかとなったのは、西日本新聞社の情報公開請求によるものであり、請求人がこれらの事実を知ったのは、2025年12月22日の報道によるものであるから本件住民監査請求を行うことには正当な理由がある（地方自治法第242条第2項）。

(3) 求める措置

ア 請求対象の海外の視察経費について、監査を行うこと

(ア) 各海外視察における参加者（氏名、役職、会派、参加回数）の確認

(イ) 同一人物が複数回参加している場合の選定理由および合理性

(ロ) 各海外視察において、ビジネスクラスを利用した参加者（氏名、役職、会派、参加回数）の確認

(ハ) ビジネスクラスを利用した参加者とそれ以外の参加者がいる場合には、いかなる理由でビジネスクラスを選定したのかについての理由及びその選定理由の合理性

(ニ) 各海外視察において、各参加者が具体的に宿泊した参加者毎のホテルの名前及び具体的な部屋のグレード（具体的な部屋の広さ）並びに宿泊費

(ホ) 各海外視察において、参加者毎の宿泊費用が異なる場合、いかなる理由で宿泊ホテルを選定したのかについての理由及びその選定理由の合理性並びに選定をしたものの氏名、役職名

(ヘ) ロイヤルスイートルームおよびスイートルーム並びにその他ハイグレードな客室を利用した参加者がいる場合には、いかなる理由でそれらのグレードの客室を選定したのかについての理由及びその選定理由の合理性

(ト) 随意契約および契約変更の適法性・妥当性

(チ) 随意契約をした具体的な業者名の確認、当該業者の役員、実質的支配者に福岡県議会議員の親族ないし関係者が存しているかについての確認

(リ) 競争入札、プロポーザルの手続では不都合であった具体的事情

(ル) 業務委託費増額の予見可能性及び責任の所在

(レ) 海外視察の必要性

(ロ) 海外視察における報告書の作成及び提出の有無並びにその内容

(エ) 今後の再発防止策（上限設定、入札原則の徹底、再参加ルール、成果検証）

イ 監査の結果に基づき、必要な是正措置を講じること

(4) 事実証明書等

ア 西日本新聞記事（2025年12月22日付朝刊及び同電子版の写し）

(主な内容)

- ・ 福岡県議会の海外視察委託、1社が15件のうち8件契約
- ・ 同県議会の海外視察費、随意契約後に増額 15件で最大10倍、契約変更が常態化
- ・ 他県議会は入札などを実施

イ 西日本新聞記事 (2025年12月27日付朝刊及び同電子版の写し)

(主な内容)

- ・ 福岡県議会が海外視察に公費 1億4400万円 航空機ビジネスクラス、高級ホテル利用

第2 監査委員の除斥

本件請求は、福岡県議会（以下「県議会」という。）が決定した海外派遣に関するものであることから、県議会議員から選任された渡辺美穂 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 請求の要件審査

本件請求は、自治法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和8年1月19日付けでこれを受理した。

その後、海外派遣ごとに調査を行い、派遣の事実が公表された日、海外派遣に係る公金の最終支出日を確認したところ、以下のとおりであった。

【表1】

番号	用務	派遣期間	派遣決定の方法	派遣の事実が公表された日(※1)	公金の最終支出日(※2)
①	ハワイ州議会友好訪問	令和6年1月14日～1月19日(6日間)	令和5年12月定例会議決	令和5年12月20日	令和6年5月29日
②	ハノイ市友好提携15周年記念訪問及びハノイ市人民評議会友好訪問	令和6年1月22日～1月25日(4日間)	同上	同上	令和6年5月9日
③	バンコク都議会友好訪問	令和6年1月24日～1月28日(5日間)	同上	同上	令和6年4月18日
④	欧州調査視察	令和6年2月1日～2月8日(8日間)	議長専決(令和6年1月9日)	令和6年6月5日	令和6年5月30日
⑤	大韓民国慶尚南道議会友好訪問	令和6年2月22日～2月24日(3日間)	令和5年12月定例会議決	令和5年12月20日	令和6年4月18日
⑥	南アフリカ等視察調査	令和6年4月11日～4月19日(9日間)	令和6年2月定例会議決	令和6年3月22日	令和6年10月9日
⑦	ハワイ州友好促進訪問	令和6年5月9日～5月12日(4日間)	同上	同上	令和6年10月21日
⑧	ロンドン・パリ訪問	令和6年5月23日～5月27日(5日間)	同上	同上	令和6年11月13日
⑨	ニューサウスウェールズ州交流促進訪問	令和6年8月3日～8月8日(6日間)	令和6年6月定例会議決	令和6年6月24日	令和7年1月10日
⑩	エジプト・カイロ訪問	令和6年11月2日～11月7日(6日間)	令和6年9月定例会議決	令和6年10月9日	令和7年5月14日
⑪	バンコク都友好促進訪問	令和6年11月19日～11月22日(4日間)	同上	同上	令和7年3月10日

⑫	ハワイ州議会友好訪問	令和7年1月13日～ 1月17日（5日間）	令和6年12月 定例会議決	令和6年 12月19日	令和7年 3月18日
⑬	ハノイ市人民評議会友好提携10周年記念訪問	令和7年3月2日～ 3月4日（3日間）	令和7年2月 定例会議決	令和7年 2月20日	令和7年 5月1日
⑭	大韓民国慶尚南道議会友好訪問	令和7年3月26日～ 3月28日（3日間）	同上	同上	令和7年 5月12日
⑮	中国訪問	令和7年8月20日～ 8月24日（5日間）	議長専決 (令和7年8月6日)	令和7年 8月18日	令和8年 2月16日

(※1) 派遣の事実が公表された日とは、④⑮以外は県議会の議決、④については新聞報道、⑮についてはプレスリリースにより、県民が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく公文書開示請求（以下「開示請求」という。）を行うことが可能となったと考えられる日

(※2) 公金の最終支出日とは、費用弁償（旅費）、交際費及び委託料の支出がいずれも完了した日

財務会計上の行為を対象とする監査請求には請求期限があり、自治法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これを行うことができないとして、請求の期間を制限する規定を設けている。

上記「正当な理由」の有無について、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決は、当該行為が秘密裡にされた場合には、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきであるとしている。

更に、住民がなすべき「相当の注意力」をもってする調査は、住民であれば誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、住民の方で積極的に調査することを当然の前提としているものと解すべきである（神戸地裁平成16年11月9日判決）とされている。

また、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をする程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた日から、約2か月後に監査請求した場合は相当な期間内に監査請求をしたといえるが、約3か月後に監査請求をした場合には相当な期間内に監査請求をしたとはいえないとしている。

これらを元に判断すると、まず、【表1】の①～⑧については、監査請求日（令和8年1月8日）時点で、全ての財務会計行為（公金の支出）が行われてから1年以上を経過していると認められる。

続いて、【表1】の①～⑧について、1年を経過しても請求が可能である正当な理由があるかを確認したところ、いずれも遅くとも令和6年6月5日までに派遣の事実は公表されており、公務で派遣する以上、公金の支出を伴うことは容易に推察ができたと考えられることから、その時点で開示請求を行うことが可能であったと認められる。

更に、令和6年5月には、【表1】の⑥の派遣を契機に新聞報道等で議員の海外派遣回数や費用等に対する問題提起がなされており、それを受けて県議会は海外視察のルール見直しを議論する「議会改革プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年6月に協議結果を中間答申として報道機関に公表した。

同年7月には、これらの報道について請求人はYouTubeチャンネルで自身の考えを配信している

ことが確認できている。

請求人は請求書の中で、海外派遣に関わる公金支出について、「問題がある事実が明らかとなったのは、西日本新聞社の情報公開請求によるものであり、請求人がこれらの事実を知ったのは2025（令和7）年12月22日の報道による」と主張しているが、海外派遣の事実はいずれも少なくとも1年以上前には公表されていること、2025（令和7）年12月22日の西日本新聞社の報道は開示請求によるものであり、派遣が公表された時点で、誰もがいつでも開示請求を行えば同様の情報入手できたと考えられることに鑑みれば、本件請求が公金の支出から1年を経過した後に行われたことについて、正当な理由があったとは認められない。

このため、財務会計上の行為が請求日時点で既に1年を経過した【表1】の①～⑧については、監査対象とならないものと判断した。

また、【表1】の⑨～⑪については、一部の費目について公金の支出から1年を経過しており、それらの海外派遣に係る公表は、遅くとも請求日の1年以上前の令和6年10月9日であったことから、前記①～⑧と同様の理由により、公金の支出から1年を経過した費目については、監査の対象とならないものと判断した。

以上を踏まえると、監査対象となる財務会計上の行為は【表2】のとおりとなる。

なお、費用弁償（旅費）については、関係法令等の改正が令和7年4月1日に施行されているため、【表2】の⑨～⑭は改正前の規定が適用される。

【表2】（網掛け斜線部分は監査対象外）

番号	用務	費用弁償支出日 (旅費)	交際費支出日 (土産代)	委託料支出日 (通訳代含む)
⑨	ニューサウスウェールズ州交流促進訪問	令和7年1月10日	最終支出日:令和6年8月9日 (1年を経過)	令和6年12月23日 (1年を経過)
⑩	エジプト・カイロ訪問	令和7年5月13日	同上:令和6年11月7日 (1年を経過)	令和7年5月14日
⑪	バンコク都友好促進訪問	令和7年2月28日	同上:令和6年11月22日 (1年を経過)	令和7年3月10日
⑫	ハワイ州議会友好訪問	令和7年3月17日	令和7年1月20日 ～1月22日(2件)	令和7年3月18日
⑬	ハノイ市人民評議会友好提携10周年記念訪問	令和7年4月14日	令和7年2月25日 ～3月17日(8件)	令和7年5月1日
⑭	大韓民国慶尚南道議会友好訪問	令和7年5月2日	令和7年2月28日 ～4月3日(5件)	令和7年5月12日
⑮	中国訪問	令和8年2月16日	令和7年8月25日(2件)	令和8年2月12日

※複数の支出があるものは（ ）内に件数を記載

第4 監査の実施

1 監査事項

対象となる海外派遣に係る公金の支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査することとした。

2 監査対象機関及び監査対象所属

福岡県知事を監査対象機関とし、議会事務局総務課を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年2月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、監査対象所属の職員の立会はなかった。

請求人からは、おおむね前記第1の2の記載に沿った陳述があった。

4 議会事務局長の弁明

本件請求に対する弁明を議会事務局長に求めたところ、令和8年2月4日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を却下又は棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

ア 監査請求期間の経過

請求人は、事実証明書として西日本新聞 2025 年 12 月 22 日及び同月 27 日の朝刊掲載記事の写しを提出し、これらの記事の中の「福岡県議会の海外視察に伴う業務委託の契約額」及び「福岡県議会の海外視察費」と題する表(以下「本件記事の表」という。)に記載された令和6年1月から令和7年8月までの間に県議会が実施した「海外視察」15件について、公金の支出又は当該海外視察に係る航空券、宿泊施設、通訳、現地移動等の業務委託(以下、単に「業務委託」という。)が違法又は不当であると主張するものと解される。

しかし、本件記事の表のうち、2024年1月「米ハワイ」の項から同年5月「英、仏」の項までの8件は、費用弁償(旅費)に関する航空運賃及び宿泊費等に関する契約並びに業務委託契約の締結の時点はもちろん、費用弁償(旅費)及び業務委託料の支出の時点から起算しても本件監査請求が行われた令和8年1月8日には既に1年以上が経過している。また、同年8月「豪州」の項についても業務委託料の支出は2024年12月23日に終わり、やはり本件監査請求の時点で1年以上経過している。

したがって、少なくともこれらの契約又は支出を対象とする監査請求は不適法である。

この点、請求人は、「(本件)海外視察費に関わる公金支出に問題がある事実が明らかとなったのは、西日本新聞社の情報公開請求によるものであり、請求人がこれらの事実を知ったのは2025年12月22日の報道によるものであるから、行為から1年を経過しているものについても、本件住民監査請求を行うことには正当な理由がある」と主張する。

しかし、上記監査請求期間を経過した契約又は支出に関する海外視察に関する派遣議決の内容は県議会のホームページで公表されていたのであるから、請求人は、西日本新聞の報道を待たずとも開示請求が可能であったことをまず指摘する。また、請求人が論拠とする西日本新聞社はじめマスコミ各社は、本件記事の表の2024年4月の項に記載された「南アフリカなど」の視察を契機として、県議会の海外活動経費が高額であるとし、あるいはその目的等に関する疑念を表明する報道を盛んに行っていた。

さらに、請求人自身も、「センキョタイムズ」というユーチューブのチャンネルに2024年7月6日に出演し、本件監査請求における主張と類似する批判を既に行っているし、動画の画面に掲示された表には、本件記事の表のうち2024年5月「英、仏」の項の「海外視察」も記載されている。

もちろん、2024年当時の報道には、今回の2025年12月22日の西日本新聞の記事のように業務委託契約に関し、当初契約の委託金額と変更契約の委託金額を比較し、何倍にもなってい

る事例があることに焦点を当てたものはなかったことは確かである。しかし、当該記事が最大10倍超になっていると指摘した事例を含め、変更契約で増額されている事実や随意契約であること等、本件監査請求で請求人が違法又は不当と主張している内容は、いずれも2024年当時に報道各社に情報開示した文書で確認できたものばかりである。

この点に関し、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決（民集56巻7号1481頁）は「正当な理由の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示している。

そこで、この判断基準を本件監査請求に当てはめると、請求人が当該行為の存在及び内容を知り、又は相当の注意力をもった調査として開示請求を行えば知ることができた2024年5月「英、仏」の項以前の財務会計行為及び同年8月「豪州」の項に係る財務会計行為のうち業務委託契約については、正当な理由は成立せず、不適法であると解する。

イ 短期間に極めて高額な海外視察費が支出されているとの主張について

請求人が主張の根拠とする本件記事の表の数字は、議会事務局から情報提供したものではなく西日本新聞の記者が2024年及び2025年に情報公開請求し、開示を受けた文書から独自に算出したものである。また、海外視察をはじめ海外活動の経費の額は、参加者の数、行程、時期、訪問国・地域の物価水準、為替等に左右されるものであって、「極めて高額」か否かを一概に断ずることは不可能であるから、請求人の主張は単なる主観に過ぎず、その当否は不知としか言いようがない。

ウ 議長並びに各交渉会派の代表者の反復参加が全体構造として生じている疑いがある(海外視察の必要性につき、極めて疑問がある)との主張について

情報公開請求等による事実確認を行わず、西日本新聞の報道のみに依拠した「疑い」や「可能性」に基づく主張であり、対象としている「海外視察(海外活動)」に関する支出が違法又は不当であることの根拠や証明にはなりえない。

県議会の海外視察その他の海外活動の必要性は議決等によって確認されており、参加者も、当該活動の内容に従い議決又は議決等で委任を受けた議長によって適任者が選任されている。議会の活動であるから議会を代表する議長が参加するのは当然であり、また、海外で議会活動という公務を議長と共同で行い、その成果を出来るだけ議会全体で共有するために主要会派の代表者に参加を求めることも必要かつ合理的であるが、議員は多忙であるため、各主要会派を代表して参加する議員は、実態としても、必ずしも代表者とはなっていない。

なお、「再参加の基準や上限」などが存在しえないのは、「有力議員の慰安旅行」などでは断じてないからこそ、当然である。

エ 随意契約による手配の妥当性に関する主張について

本県議会の海外活動の業務委託が随意契約によって行われている理由はキで後述するが、随意契約であること以外に何ら根拠を示さずに業者と県議会議員の関係を疑い、贈収賄の疑念まで言及するのは論理に大きな飛躍があり、不適切である。業務委託契約は、県議会議員ではなく議会事務局の担当職員複数の公然とした事務処理によって、公正・適法に実施されている。

なお、請求人が西日本新聞の報道に依拠して主張する、いわゆる「プロポーザル手続」も随意契約の一形態であるし、本県議会の契約事務処理でも「価格比較、相見積、業者選定理由の明示」は一応行われている。ただし、「競争性・経済性」をより確保する観点から、業者選定手続の見直しを現在進めているところである。

オ 随意契約後の反復的な契約変更と上限潜脱の疑いに関する主張について

本県議会の業務委託契約は、法令上の随意契約の根拠条項の一つに過ぎない契約金額のみを理由として行われているのではなく、本県議会の海外活動の業務委託の実態が価格競争に適さず、履行能力を有する業者が極めて限られていることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の2第1項第2号及び福岡県財務規則運用要綱（昭和39年9月25日39出総第340号。以下「財務規則運用要綱」という。）第1号の「契約の目的物が特定のものでなければ納入できないとき」に該当することを理由としている。当初契約の際、自治法施行令第167条の2第1項第1号を根拠としているのは、その時点で確定できる内容の委託業務に要する経費の予定価格が結果として同号所定の金額を下回っていたからにすぎない。請求人は、支出金額を増加させる方向での契約変更を行う必要性和妥当性を問題としているが、元々、予定されていたが単に金額が確定できていなかった契約金額に変更したものに過ぎず、上記自治法施行令の規定を「潜脱」するための手法ではない。

カ 知事選挙の実施時期と議会対策的配慮が疑われる構造に関する主張について

本県議会は、従来から活発に海外の国・地域との友好交流活動を進めており、2024年度だけ実施されたものではない。このことは、請求人が出演したユーチューブの番組で掲示した表からも明らかであるにも関わらず、何ら根拠を示さず2025年の知事選挙と本県議会の海外活動とを強引に結び付けた請求人の主張は、監査請求の趣旨を逸脱しており、極めて不適切である。

キ その他（本県議会の海外活動業務委託が随意契約で行われている理由）

(ア) 本県議会の海外活動の特性

本県議会の海外活動は、他県の実施例に多い、例えば、日程、参加者、調査や研修のテーマ等が決まっており、比較的自由に具体の訪問箇所や行程の内容を設定できるものとは異なり、訪問箇所、行程等が訪問国・地域の政府機関、議会等の都合・事情に合わせて変更となることも多く、直前まで確定しないものがほとんどである。また、継続的に国際交流を行っている相手・地域の場合、その年の訪問の目的・内容自体も、当該訪問先との協議によって設定されることが多いという特性を有している。これは、本県議会の海外活動が、様々な海外の地域・機関等との継続的な友好交流関係の増進を図るためその時点で双方が抱える政策課題に最もふさわしく、意義のある交流活動を実施することを重視していることや海外で実施される公共的な機関・団体の活動やイベントに参加し、新たな国際的な連携交流関係を築くことで本県の国際的な地位の向上や成長発展に貢献することを目的としているためである。

(イ) 委託業者早期選定の必要性和これまでの契約方法

このように、本県議会の委託契約の内容は直前まで確定しないことが多いが、一方で、委託業者には、航空機の座席や現地交通手段、宿泊先等の確保（仮予約等）その他各種手配の準備に早期に着手してもらわなければ、結局、確保できなくなったり、費用が高額になるなど、海外活動の円滑な実施に支障が生じることになる。

そこで、県議会事務局では、委託業者を選定するための基本契約の趣旨で必要最小限の要素によって当初契約を締結し、直ちに手配業務に着手してもらい、委託業務の全体が確定した時点で、いわば実施契約として全体契約を変更契約の方式で締結してきたものである。

なお、本県議会の会議規則第87条では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」と規定され、この議決後に参加者の選定や訪問先との正式な調整等を行うことが出来るようになるため、行程の詳細や参加者が固まるのはそれ以降になる。しかも、前述のとおり、本県議会の海外活動は、現地での活動内容が先方の機関・団体等との協議・

調整によって決まることが多いため、上記議決を前倒して行うことも通常困難である。

もちろん、当初契約の時点から全体契約の額や行程が見えた方が望ましいことは確かである。しかし、一方で、当初から確定額で全体契約を締結する方式にすると、業者の方も手配を確定する必要が生じるが、直前まで参加者や行程が変更になることが多いという事情は変わらないため、契約変更による多額のキャンセル料が発生する可能性が高くなる。そして、そのリスクを議会と業者のいずれかが負担しなければならなくなることから採用は困難である。この様な事情から、現在、県議会事務局において、より望ましい契約方式への変更を検討しているところである。

(ウ) 上記随意契約の根拠法令

本県議会の海外活動の手配業務の委託は、価格競争に適さず、履行能力を有する業者が極めて限られていることから、自治法施行令第167条の2第1項第2号及び財務規則運用要綱第1号の「契約の目的物が特定のものでなければ納入できないものであるとき」に該当し、法令上、随意契約にすることができるとの事である。ただし、(イ)に記載のとおり、これまでの当初契約は、業者の早期選定に重きを置き、基本要素に絞って契約することとしていたため、結果として、自治法施行令第167条の2第1項第1号所定の金額を下回ることとなったものである。

なお、このように、自治法施行令第167条の2第1項第1号と同項第2号が重複して該当する場合には、法慣習として前者を優先適用し、随意契約の理由としているものである。

5 監査対象所属に対する監査

議会事務局総務課職員に対し、令和8年1月19日から同年3月5日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、監査対象所属における関係書類の調査及び担当職員からの聴取により、以下の事項を確認した。

(1) ニューサウスウェールズ州交流促進訪問

ア 訪問国 オーストラリア連邦
イ 期間 令和6年8月3日から令和6年8月8日までの6日間
ウ 参加議員 香原 勝司議長、藏内 勇夫議員、原竹 岩海議員、堀 大助議員
エ 行程

日程	行程
8月3日 (土)	福岡空港⇒羽田空港⇒
8月4日 (日)	⇒シドニー空港 ・サブロー・ナガラパーク訪問 ・80周年記念式典：カウラ市長主催公式夕食会
8月5日 (月)	・80周年記念式典：オーストラリア人・日本人戦争墓地にて献花式 ・80周年記念式典：May Weir Memorial Morning Tea ・シドニー福岡県人会との意見交換会
8月6日 (火)	・セントラル・シドニー・インテンシブ・イングリッシュ・ハイスクール訪問 ・福岡県観光セミナー・交流会

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューサウスウェールズ州教育省訪問 ・ニューサウスウェールズ州産業貿易大臣及びエネルギー環境大臣表敬訪問 ・福岡県教育旅行セミナー・交流会 ・関係者との意見交換会
8月7日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・エムシーアイ・カーボン社訪問 ・オリカ社訪問 シドニー空港→
8月8日 (木)	⇒羽田空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については、福岡県議会会議規則（昭和31年9月議決。以下「会議規則」という。）第87条第1項及び第2項に基づき、令和6年6月24日の県議会本会議において賛成多数により以下のとおり議決された。

(ア) 目的 ニューサウスウェールズ州カウラで開催される日本人捕虜集団脱走80周年記念慰霊式典への参加と、水素やスポーツ等の分野における交流を促進する。

(イ) 場所 オーストラリア連邦

(ウ) 期間 令和6年8月3日から令和6年8月8日までの6日間

(エ) 参加議員 議長及び各交渉会派を代表する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償（旅費）について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額（円）			
	航空運賃等	宿泊料	日当、旅行雑費等	計
令和7年 1月10日	4,233,535	659,000	148,619	5,041,154

(ア) 航空賃

議長を含め派遣議員については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。なお、ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

(イ) 宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法において宿泊料定額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額を超過することとなったため、旅費の制度所管課（人事課）による通知において準用することとしている旅費法第46条第2項に基づき、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

また、派遣代表者である議長の部屋のみ他の議員よりグレードの高いものとしていた。これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、相応のグレードの部屋で来客対応する必要があるため、派遣代表者である議長のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華美なルームタイプでない部屋の使用を知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであ

った。

(ウ) その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年福岡県条例第35号）等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行雑費が支給されていた。

キ 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和6年8月28日に「県議会ホームページ（令和6年度トピックス）」で結果報告を行っていることを確認した。

(2) エジプト・カイロ訪問

ア 訪問国 エジプト・アラブ共和国

イ 期間 令和6年11月2日から令和6年11月7日までの6日間

ウ 参加議員 香原 勝司議長、中尾 正幸議員

エ 行程

日程	行程
11月2日 (土)	福岡空港⇒羽田空港⇒
11月3日 (日)	⇒ウィーン空港⇒ミュンヘン空港⇒ ※ウィーン発カイロ便が欠航になったため、急ぎミュンヘン経由となったもの。
11月4日 (月)	⇒カイロ空港 ・第12回世界都市フォーラム・オープニングセレモニー参加 ・在エジプト日本大使館との意見交換
11月5日 (火)	・ハビタット関係者等との意見交換 ・第12回世界都市フォーラムプログラム参加
11月6日 (水)	カイロ空港⇒フランクフルト空港⇒
11月7日 (木)	⇒羽田空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については、会議規則第87条第1項及び第2項に基づき、令和6年10月9日の県議会本会議において賛成多数により以下のとおり議決された。

(ア) 目的 国連機関として世界の生活環境の改善というワンヘルスに深く関わる活動に取り組んでいるハビタット本部と連携を図るとともに、エジプト・カイロで開催される「第12回世界都市フォーラム」に参加し、世界的規模の会議等において、本県のワンヘルスの取組を継続的に世界に向けて発信する方策等の調査を行う。

(イ) 場所 エジプト・アラブ共和国

(ウ) 期間 令和6年11月2日から令和6年11月7日までの6日間

(エ) 参加議員 議長及び議長が指名する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償（旅費）について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額 (円)			
	航空運賃等	宿泊料	日当、旅行雑費等	計
令和7年 5月13日	3,762,700	478,800	72,380	4,313,880

(7) 航空賃

議長を含め派遣議員については、旅費法第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。なお、ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

(イ) 宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法において宿泊料定額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額を超過することとなったため、旅費の制度所管課（人事課）による通知において準用することとしている旅費法第46条第2項に基づき、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

また、派遣代表者である議長の部屋のみ他の議員よりグレードの高いものとしていた。これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、相応のグレードの部屋で来客対応する必要があるため、派遣代表者である議長のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華美なルームタイプでない部屋の使用を知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであった。

(ウ) その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行雑費が支給されていた。

キ 本件海外派遣に係る委託契約の手續及び業務内容等について

本件海外派遣に係る委託契約は、福岡県財務規則（昭和39年規則第23号。以下「財務規則」という。）に基づき、過去に同様の業務の履行実績があるなど受注が可能と認められる業者2社から見積書を徴して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と随意契約により契約を締結していた。

当初契約における委託業務は、専門的な通訳確保の目途が立っていなかったこと、現地ガイドの要否及び拘束時間が想定できなかったことを理由として、添乗員（1名）業務のみで締結していた。

行程の確定に伴い、車両借上（1台）、現地ガイド（1名）、通訳（1名）を業務に追加した1回目の変更契約を締結している。

その後、通訳について専門的な通訳ができる者が現地で確保できなかったため南アフリカ在住の者に依頼したこと、「第12回世界都市フォーラム」へ2万人を超える参加者があり車両借上代が高騰したこと、エジプト大使館との意見交換会の確定に伴い意見交換会経費等を追加したことにより、2回目の変更契約を締結した。

変更後の委託業務は、いずれもエジプト・カイロ訪問に必要な業務であり、変更金額も、第12回世界都市フォーラム開催中という特殊事情を考慮すると、妥当なものとして認められた。

しかし、あらかじめ計上された予算においては、添乗員費用以外にガイド料、通訳料、現地移動バス借上げが計上されていたにもかかわらず、当初予定価格には添乗員費用しか計上せず、契約締結後に車両借上、現地ガイド、通訳を変更契約で追加していることは、実例価格等を基

に計上された予算額を無視した執行方法であると言わざるを得ない。

とはいえこのことをもって契約自体が違法となるものではなく、支出自体に不適正なものは見受けられなかった。

項目	内容
予算額	2,038,000 円
予定価格・内訳	990,000 円 (内訳) 添乗員費用 (1 名) 990,000 円
契約額 (当初) ・契約日	950,000 円 令和 6 年 10 月 18 日
契約期間	令和 6 年 10 月 18 日から同年 11 月 7 日まで
委託内容	添乗員
変更後金額 (1 回目) ・契約日	2,038,000 円 令和 6 年 10 月 25 日
変更内容 (追加業務)	車両借上 (1 台)、現地ガイド (1 名)、通訳 (1 名)
変更後金額 (2 回目) ・契約日	4,461,272 円 令和 6 年 11 月 1 日
変更内容 (追加業務)	・通訳料の増加 ・車両借上料の高騰による増加 ・エジプト大使館との意見交換会 (9 名参加) の追加 ・現地諸雑費の追加

ク 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和 7 年 2 月 28 日に「県議会ホームページ (令和 6 年度トピックス)」で結果報告を行っていることを確認した。

(3) バンコク都友好促進訪問

ア 訪問国 タイ王国

イ 期間 令和 6 年 11 月 19 日から令和 6 年 11 月 22 日までの 4 日間

ウ 参加議員 香原 勝司議長、藏内 勇夫議員、松尾 統章議員、井上 博隆議員

エ 行程

日程	行程
11 月 19 日 (火)	福岡空港⇒バンコク・スワンナプーム空港 ・タイ国福岡県人会・タイ福岡 OB 会との意見交換会
11 月 20 日 (水)	・バンコク都知事との会談及びワンヘルス推進に係る基本合意書署名式 ・在タイ日本国大使館との意見交換会 ・バンコク都議会表敬及び協定締結式 ・バンコク都主催歓迎レセプション
11 月 21 日 (木)	・福岡県観光セミナー・交流会 ・「福岡フェア」開会セレモニー ・県産農林水産物 PR 試食会
11 月 22 日 (金)	バンコク・スワンナプーム空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については、会議規則第 87 条第 1 項及び第 2 項に基づき、令和 6 年 10 月 9 日の県議会本会議において賛成多数により以下のとおり議決された。

(ア) 目的 バンコク都を訪問し、ワンヘルス分野等に係る協議を行うとともに、「福岡フェア」に参加し、両地域の更なる関係強化や本県の認知度向上を図る。

(イ) 場所 タイ王国

(ウ) 期間 令和 6 年 11 月 19 日から令和 6 年 11 月 22 日までの 4 日間

(エ) 参加議員 議長及び議長が指名する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償（旅費）について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額（円）			
	航空運賃等	宿泊料	日当、旅行雑費等	計
令和7年 2月28日	2,176,520	1,020,000	80,580	3,277,100

(7) 航空賃

議長を含め派遣議員については、旅費法第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。なお、ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

(イ) 宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法において宿泊料定額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額を超過することとなったため、旅費の制度所管課（人事課）による通知において準用することとしている旅費法第46条第2項に基づき、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

なお、本派遣については、派遣代表者である議長の部屋についても、来客対応等の必要がなかったことから、グレードの高い部屋の使用はなかった。

(ウ) その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行雑費が支給されていた。

キ 本件海外派遣に係る委託契約の手續及び業務内容等について

知事と同行したバンコク都友好促進訪問に係る委託契約は、財務規則に基づき、知事部局が契約の相手方として選定した業者1社から見積書を徴して、予定価格内で当該業者と随意契約により契約を締結していた。

当初契約における委託業務は、添乗員（1名）、通訳（1名）、意見交換会経費、Wi-Fiレンタルであった。

その後、会場の都合で2つのグループに分かれて移動する必要があるなど、行程等の変更に伴い、在タイ日本国大使公邸訪問に係る車両借上（1台）、意見交換会参加者が想定以上に多かったことによる通訳の増員（1名）、添乗員が連絡調整等に要するタクシー代などの現地諸雑費を追加した変更契約を締結した。

いずれの委託業務もバンコク都友好促進訪問に必要な業務であり、また、行程等の変更に伴う金額の変更も訪問直前の急きよの変更によるものであり、妥当なものと認められた。

項目	内容
予算額	他経費からの流用
予定価格・内訳	811,000 円 (内訳) 添乗員費用 (1 名) 350,000 円 通訳料 (1 名) 280,000 円 意見交換会経費 (9 名参加) 126,000 円 Wi-Fi レンタル料 (一式) 55,000 円
契約額 (当初) ・契約日	811,000 円 令和 6 年 10 月 17 日
契約期間	令和 6 年 10 月 17 日から同年 11 月 22 日まで
委託内容	添乗員、通訳、意見交換会経費、Wi-Fi レンタル
変更後金額、契約日	1,148,350 円 令和 6 年 11 月 11 日
変更内容	・現地通訳 (1 名) の追加による通訳料の増 ・追加の車両借上 (1 台) による車両借上料の増 ・現地諸雑費の追加

ク 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和 6 年 12 月 9 日に「県議会ホームページ (令和 6 年度トピックス)」、令和 7 年 2 月 14 日に「ふくおか県議会だより (令和 7 年 2 月発行)」で結果報告を行っていることを確認した。

(4) ハワイ州議会友好訪問

ア 訪問国 アメリカ合衆国

イ 期間 令和 7 年 1 月 13 日から令和 7 年 1 月 17 日までの 5 日間

ウ 参加議員 江口 善明副議長、藏内 勇夫議員、秋田 章二議員、原中 誠志議員

エ 行程

日程	行程
1 月 13 日 (月)	福岡空港⇒羽田空港⇒ホノルル空港 <日付変更線> ・パンチボウル国立太平洋記念墓地献花 (戦没者慰霊) ・ハワイ大学訪問 (ワンヘルスに関する意見交換) ・ハワイ州議会との意見交換会
1 月 14 日 (火)	・ハワイ州知事表敬訪問 ・ハワイ州議会上院・下院合同表敬訪問 ・ハワイ福岡県人会との意見交換会
1 月 15 日 (水)	・ハワイ州議会開会式 ・在ホノルル日本国総領事館表敬訪問
1 月 16 日 (木)	ホノルル空港⇒
1 月 17 日 (金)	⇒羽田空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については、会議規則第 87 条第 1 項及び第 2 項に基づき、令和 6 年 12 月 19 日の県議会本会議において賛成多数により以下のとおり議決された。

(7) 目的 福岡県議会とハワイ州議会との友好提携に基づき、ハワイ州議会との交流を行い、友好関係を継続、発展させる。

(4) 場所 アメリカ合衆国

(ウ)期 間 令和7年1月13日から令和7年1月17日までの5日間

(エ)参加議員 議長及び議長が指名する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償（旅費）について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額（円）			
	航空運賃等	宿泊料	日当、旅行雑費等	計
令和7年 3月17日	4,168,730	1,094,700	151,840	5,415,270

(ク)航空賃

議長の代理を務めた副議長を含め派遣議員については、旅費法第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。なお、ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

(ク)宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法において宿泊料定額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額を超過することとなったため、旅費の制度所管課（人事課）による通知において準用することとしている旅費法第46条第2項に基づき、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

また、派遣代表者である副議長の部屋のみ他の議員よりグレードの高いものとしていた。これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、相応のグレードの部屋で来客対応する必要があるため、派遣代表者である副議長のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華やかなルームタイプでない部屋の使用を知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであった。

(ク)その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行雑費が支給されていた。

キ 交際費（土産代）の支出手続について

訪問先の政府機関、団体等に対し、国際親善を目的に、以下のとおり国内で土産品を購入し、現地で贈呈していた。

内 容	支出件数	支出日
ハワイ州議会友好訪問に際しての記念品	2（※）	令和7年1月20日～同月22日

※ 他に3件の支出があるが、いずれも住民監査請求の請求日から1年を経過していたため、監査対象外とした。

交際費の支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。また、土産品は、本県の伝統工芸品の久留米餅と菓子であった。土産品は、財務規則運用要綱第246条関係に基づき適正に無償譲渡の手続が行われており、譲渡先、譲渡個数についても訪問先と一致していた。

ク 本件海外派遣に係る委託契約の手続及び業務内容等について

本件海外派遣に係る委託契約は、財務規則に基づき、過去に同様の業務の履行実績があるなど受注が可能と認められる業者2社から見積書を徴して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と随意契約により契約を締結していた。

当初契約における委託業務は、添乗員（1名）、車両借上（1台）、現地ガイド（1名）、意見交換会経費（県人会分）であった。

その後、参加者の追加や意見交換会の追加等の行程等の変更に伴い、車両借上（1台）、添乗員（1名）、県人会意見交換会の参加者増による経費、新たな意見交換会開催に伴う経費、通訳（4名）、Wi-Fiレンタル料、添乗員が連絡調整等に要するタクシー代などの現地諸雑費を追加した変更契約を締結した。

いずれの委託業務もハワイ州議会友好訪問に必要な業務であり、また、行程等の変更に伴う金額の変更もリゾート地であるハワイの繁忙期に当たるという特殊事情を考慮すると、妥当であると認められた。

しかし、あらかじめ予算において、添乗員費用として199万円が計上されているにもかかわらず、当初の予定価格において添乗員費用が予算額を大幅に下回る額しか計上されていないなど、実例価格等を基に計上された予算額を無視した執行方法と言わざるを得ない。

とはいえこのことをもって契約自体が違法となるものではなく、支出自体に不適正なものは見受けられなかった。

項目	内容
予算額	4,574,000円
予定価格・内訳	979,000円 (内訳) 添乗員費用(1名) 200,000円 車両借上料(1台) 300,000円 現地ガイド料(1名) 179,000円 県人会意見交換会経費(11名参加) 300,000円
契約額(当初)・契約日	979,000円 令和6年12月19日
契約期間	令和6年12月19日から令和7年1月17日まで
委託内容	添乗員、車両借上、現地ガイド、意見交換会経費
変更後金額、契約日	6,511,840円 令和7年1月10日
変更内容	・添乗員(1名)、車両借上(1台)、現地ガイド(1名)が増加 ・県人会意見交換会参加者の増加(6名)による当該費用の増加 ・新たな意見交換会開催経費、現地通訳(4名)、Wi-Fiレンタル、現地諸雑費の追加

ケ 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和7年2月26日に「県議会ホームページ(令和6年度トピックス)」で結果報告を行っていることを確認した。

(5) ハノイ市人民評議会友好提携10周年記念訪問

ア 訪問国 ベトナム社会主義共和国

イ 期間 令和7年3月2日から令和7年3月4日までの3日間

ウ 参加議員 香原 勝司議長、藏内 勇夫議員、松尾 統章議員、岩元 一儀議員、梶島 徳博議員

エ 行程

日 程	行 程
3月2日 (日)	福岡空港⇒台湾桃園空港⇒ハノイ・ノイバイ空港 ・ハノイ福岡県人会との意見交換会
3月3日 (月)	・ハノイ市人民委員会表敬・意見交換 ・ハノイ市人民評議会表敬・意見交換及び協力強化に関する新たな取決め締結式 ・ハノイ市人民評議会主催・福岡県議会・ハノイ市人民評議会友好提携10周年記念レセプション
3月4日 (火)	ハノイ・ノイバイ空港⇒台湾桃園空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については、会議規則第87条第1項及び第2項に基づき、令和7年2月20日の県議会本会議において賛成多数により以下のとおり議決された。

- (7) 目 的 福岡県議会とハノイ市人民評議会との友好提携10周年を契機として、新たな取決めを締結するとともに、両地域の友好・協力関係を促進させる。
- (イ) 場 所 ベトナム社会主義共和国
- (ロ) 期 間 令和7年3月2日から令和7年3月4日までの3日間
- (エ) 参加議員 議長及び議長が指名する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償（旅費）について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、1名分の復路の航空運賃に係る疑義を除き、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額（円）			
	航空運賃等	宿泊料	日当、旅行雑費等	計
令和7年 4月14日	2,179,740	430,000	83,780	2,693,520

(7) 航空賃

議長を含め派遣議員については、旅費法第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

なお、復路において、公務外の理由により派遣団本体と別行動をとった者が1名おり、結果として、この1名は復路の航空運賃が10万円程度高額になっていた。

(イ) 宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法において宿泊料定額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額を超過することとなったため、旅費の制度所管課（人事課）による通知において準用することとしている旅費法第46条第2項に基づき、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

また、派遣代表者である議長の部屋のみ他の議員よりグレードの高いものとしていた。これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、相応のグレードの部屋で来客対応する必要があるため、派遣代表者である議長のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華美なルームタイプでない部屋の使用を知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであった。

(ウ) その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行雑費が支給されていた。

キ 交際費（土産代）の支出手続について

訪問先の政府機関、団体等に対し、国際親善を目的に、以下のとおり国内で土産品を購入し、現地で贈呈していた。

内 容	支出件数	支出日
ハノイ市人民評議会友好提携10周年記念訪問に際しての記念品	8	令和7年2月25日～同年3月17日

交際費の支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。また、土産品は、博多織や久留米絣等の本県の伝統工芸品や八女茶等の特産農産物、菓子であった。土産品は、財務規則運用要綱第246条関係に基づき適正に無償譲渡の手続が行われており、譲渡先、譲渡回数についても訪問先と一致していた。

ク 本件海外派遣に係る委託契約の手続及び業務内容等について

本件海外派遣に係る委託契約は、財務規則に基づき、過去に同様の業務の履行実績があるなど受注が可能と認められる業者2社から見積書を徴して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と随意契約により契約を締結していた。

当初契約における委託業務は、添乗員（1名）現地ガイド（1名）、通訳（1名）、意見交換会経費、資料作成であった。

その後、ハノイ市との直前の調整において行程の変更の必要があることが判明し、2つのグループに分かれて移動することとなったため、現地ガイド（1名）、通訳（3名）、車両借上（1台）、Wi-Fiレンタル、添乗員が連絡調整等に要するタクシー代などの現地諸雑費を追加した変更契約を締結した。

いずれの委託業務もハノイ市人民評議会友好提携10周年記念訪問に必要な業務であり、また、行程等の変更に伴う金額の変更も訪問直前の急きよの変更によるものであり妥当なものとして認められた。

しかし、あらかじめ計上された予算においては、車両借上料が計上されており、急きよの追加という事情があったとしてもなるべく事前に状況を把握し、総額で予定価格を立てることが望ましいと考える。

なお、支出自体に不適正なものは見受けられなかった。

項 目	内 容
予算額	2,452,000 円
予定価格・内訳	969,500 円 (内訳) 添乗員費用 (1名) 520,000 円 現地ガイド料 (1名) 80,000 円 通訳料 (1名) 260,000 円 意見交換会経費 (19名参加) 96,000 円 資料作成費 (一式) 13,500 円
契約額 (当初) ・契約日	969,500 円 令和7年2月20日
契約期間	令和7年2月20日から同年3月4日まで
委託内容	添乗員、現地ガイド、通訳、意見交換会経費、資料作成
変更後金額、契約日	1,526,980 円 令和7年2月28日

変更内容	・現地ガイド（1名）、通訳（3名）の増加 ・車両借上（1台）、Wi-Fi レンタル、現地諸雑費の追加
------	---

ケ 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和7年3月18日に「県議会ホームページ（令和6年度トピックス）」、令和7年5月16日に「ふくおか県議会だより（令和7年5月発行）」で結果報告を行っていることを確認した。

(6) 大韓民国慶尚南道議会友好訪問

ア 訪問国 大韓民国

イ 期間 令和7年3月26日から令和7年3月28日までの3日間

ウ 参加議員 香原 勝司議長、藏内 勇夫議員、松尾 統章議員、原口 剣生議員、秋田 章二議員

エ 行程

日程	行程
3月26日 (水)	福岡空港⇒ソウル・仁川空港 ・国立大田顕忠院訪問
3月27日 (木)	・韓日親善協会表敬訪問、昼食会 ソウル駅⇒釜山駅
3月28日 (金)	・慶尚南道議会表敬訪問、協定締結式 ・慶尚南道庁知事表敬 ※慶尚南道庁知事・副知事の災害対応のため急きょ中止 ・慶尚南道議会主催歓迎昼食会 釜山・金海空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については、会議規則第87条第1項及び第2項に基づき、令和7年2月20日の県議会本会議において賛成多数により以下のとおり議決された。

(7) 目的 福岡県議会と慶尚南道議会とで、ワンヘルスの推進に関する覚書を締結するとともに、更なる友好関係の促進を図る。

(イ) 場所 大韓民国

(ウ) 期間 令和7年3月26日から令和7年3月28日までの3日間

(エ) 参加議員 議長及び議長が指名する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償（旅費）について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額（円）			
	航空運賃等	宿泊料	日当、旅行雑費等	計
令和7年 5月2日	718,830	255,500	120,510	1,094,840

(7) 航空賃

議長を含め派遣議員については、旅費法第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。なお、ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

(イ) 宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法において宿泊料定額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額を超過することとなったため、旅費の制度所管課（人事課）による通知において準用することとしている旅費法第46条第2項に基づき、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

また、派遣代表者である議長の部屋のみ他の議員よりグレードの高いものとしていた。これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、相応のグレードの部屋で来客対応する必要があるため、派遣代表者である議長のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華美なルームタイプでない部屋の使用を知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであった。

(ウ) その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行雑費が支給されていた。

キ 交際費（土産代）の支出手続について

訪問先の政府機関、団体等に対し、国際親善を目的に、以下のとおり国内で土産品を購入し、現地で贈呈していた。

内 容	支出件数	支出日
大韓民国慶尚南道議会友好訪問に際しての記念品	5	令和7年2月28日～同年4月3日

交際費の支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。また、土産品は、博多織や久留米絨等の本県の伝統工芸品や菓子であった。土産品は、財務規則運用要綱第246条関係に基づき適正に無償譲渡の手続が行われており、譲渡先、譲渡個数についても訪問先と一致していた。

ク 本件海外派遣に係る委託契約の手続及び業務内容等について

本件海外派遣に係る委託契約は、財務規則に基づき、過去に同様の業務の履行実績があるなど受注が可能と認められる業者2社から見積書を徴して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と随意契約により契約を締結していた。

当初契約における委託業務は、添乗員（1名）、車両借上（1台）、通訳（1名）、Wi-Fi レンタルであった。

その後、慶尚南道庁知事表敬の会場の関係上2つのグループに分かれて移動する必要が生じ、行程等の変更に伴い、添乗員（1名）、通訳（1名）、車両借上（1台）、献花の手配などの現地諸雑費を追加した変更契約を締結した。

いずれの委託業務も大韓民国慶尚南道議会友好訪問に必要な業務であり、行程等の変更に伴う金額の変更も妥当なものと認められた。

なお、令和7年3月21日から発生していた慶尚南道山火事災害の対応のため、知事表敬が訪問予定当日に急きょ中止されたことから、結果的には2グループに分かれての活動にはならなかったが、追加経費のキャンセルはできなかった。

項 目	内 容
予算額	他経費からの流用
予定価格・内訳	957,000 円 (内訳) 添乗員費用 (1名) 243,000 円 車両借上料 (1台ガイド込) 289,000 円

	通訳料 (1名) 350,000 円 Wi-Fi レンタル料 (一式) 75,000 円
契約額 (当初) ・ 契約日	942,700 円 令和7年3月14日
契約期間	令和7年3月14日から同年3月28日まで
委託内容	添乗員、車両借上、通訳、Wi-Fi レンタル
変更後金額、契約日	1,453,096 円 令和7年3月21日
変更内容	・ 車両借上 (1台)、添乗員 (1名)、通訳 (1名) の増加 ・ 現地諸雑費の追加

ケ 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和7年4月16日に「県議会ホームページ (令和7年度トピックス)」、令和7年5月16日に「ふくおか県議会だより (令和7年5月発行)」で結果報告を行っていることを確認した。

(7) 中国訪問

ア 訪問国 中華人民共和国

イ 期間 令和7年8月20日から令和7年8月24日までの5日間

ウ 参加議員 藏内 勇夫議長、野原 隆士議員

エ 行程

日程	行程
8月20日 (水)	福岡空港⇒大連空港⇒北京空港
8月21日 (木)	・ 中国国家疾病予防制御局訪問 ・ 農業農村部畜牧獣医局訪問 ・ 自治体国際化協会 (クレア) 北京事務所訪問 ・ 在中華人民共和国日本国大使表敬
8月22日 (金)	北京空港⇒西安空港 ・ 日中韓獣医師会 MOU (基本合意書) 調印式
8月23日 (土)	・ 中国獣医師大会開会式 ・ 陝西盛高動物製薬有限公司視察
8月24日 (日)	西安空港⇒上海空港⇒福岡空港

オ 本件海外派遣決定に係る手続について

本件海外派遣については緊急を要したため、会議規則第87条第1項に基づき、令和7年8月6日の議長専決 (決裁) により、以下のとおり決定された。

(7) 目的 日中間におけるワンヘルスの推進及び国際交流に関する意見交換を行い、併せて西安市で開催される日中韓獣医師会MOU調印式及び中国獣医師大会に出席し、ワンヘルスに関する国際協力の調査を行うもの。

(4) 場所 中華人民共和国

(7) 期間 令和7年8月20日から令和7年8月24日までの5日間

(エ) 参加議員 議長及び議長が指名する議員

カ 本件海外派遣決定に係る議員の費用弁償 (旅費) について

本派遣に係る費用弁償の内訳は以下のとおりであった。

支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。

支出日	金額（円）			
	航空運賃等	宿泊料	宿泊手当・ 渡航雑費等	計
令和8年 2月16日	578,710	194,000	36,280	808,990

(ア) 航空賃

議長を含め派遣議員については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第7条第2項第2号及び第3号の「内閣総理大臣等、指定職職員等」に相当するとして、ビジネスクラスの座席を使用した場合の運賃が支給されていた。なお、ファーストクラスの運賃が支給されている者はいなかった。

(イ) 宿泊料

宿泊料については、準用する旅費法施行令において宿泊費基準額を定めているが、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず基準額を超過することとなったため、令和7年4月1日施行の改正後の旅費法第8条第2項を準用し、複数のホテルの見積書を徴し、知事（人事課）に事前協議を行った上で必要額を支給していた。

また、派遣代表者である議長の部屋のみ他の議員よりグレードの高いものとしていた。これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、対応可能なグレードで来客対応する必要があるため、かつ緊急的なミーティングの対応ができるスペースを確保する必要があるため、派遣代表者である議長のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華美なルームタイプでない部屋の使用を旅費の知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであった。

(ウ) その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、宿泊手当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び渡航雑費が支給されていた。

キ 交際費（土産代）の支出手続について

訪問先の政府機関、団体等に対し、国際親善を目的に、以下のとおり国内で土産品を購入し、現地で贈呈していた。

内 容	支出件数	支出日
中国訪問に際しての記念品	2	令和7年8月25日

交際費の支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われていた。また、土産品は、本県の特産の農産物である八女茶と菓子であった。土産品は、財務規則運用要綱第246条関係に基づき適正に無償譲渡の手続が行われており、譲渡先、譲渡個数についても訪問先と一致していた。

ク 本件海外派遣に係る委託契約の手續及び業務内容等について

本件海外派遣に係る委託契約は、財務規則に基づき、過去に同様の業務の履行実績があるなど受注が可能と認められる業者2社から見積書を徴して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と随意契約により契約を締結していた。

当初契約における委託業務は、添乗員（1名）、車両借上（1台）、Wi-Fiレンタル、添乗員が連絡調整等に要するタクシー代などの現地諸雑費であった。

その後、当初、本団とは別の訪問団の同行予定者が現地ガイド等を兼ねる予定であったところ、急きょ他の用務で同行できないことが判明したことから、現地ガイド（1名）、通訳（1

名)を追加した変更契約を締結した。

いずれの委託業務も中国訪問に必要な業務であり、また、行程等の変更に伴う金額の変更も妥当なもの認められた。

項目	内容
予算額	2,088,000 円
予定価格・内訳	2,000,000 円 (内訳) 添乗員費用 (1 名) 700,000 円 車両借上料 (5 日) 1,000,000 円 Wi-Fi レンタル料 (一式) 200,000 円 現地諸雑費 (一式) 100,000 円
契約額 (当初) ・契約日	2,000,000 円 令和 7 年 8 月 6 日
契約期間	令和 7 年 8 月 6 日から同年 8 月 24 日まで
委託内容	添乗員、車両借上、Wi-Fi レンタル、現地諸雑費
変更後金額、契約日	2,500,000 円 令和 7 年 8 月 18 日
変更内容	現地ガイド (1 名)、通訳 (1 名) の追加

ケ 本件海外派遣に係る終了後の結果報告について

令和 7 年 9 月 2 日に「県議会ホームページ (令和 7 年度トピックス)」で結果報告を行っていることを確認した。

2 判断

上記の事実関係の確認及び論点ごとに確認した事実を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 海外派遣の必要性及び妥当性並びに派遣議員の選定について

地方公共団体の議会による議員派遣については、自治法第 100 条第 13 項に「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定められており、会議規則第 87 条第 1 項で「自治法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」また、同条第 2 項で、「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない」と定めている。

関係書類等を元に確認したところ、今回監査対象となる 7 件のいずれの海外派遣についても、会議規則に基づき議決又は議長の専決により派遣が決定されていた。

最高裁昭和 63 年 3 月 10 日第一小法廷判決は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」としている。

しかし一方で、最高裁平成 9 年 9 月 30 日第三小法廷判決では「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合の (が) ある」としている。

このように、海外派遣の決定については議会の裁量に委ねられているものの、行先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合などは、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものと解されることから、本件海外派遣の目的に合理性が認められるか、派遣に係る支出や業務委託契約に違法又は不当な点はないか、以下具体的に検討していく。

ア ニューサウスウェールズ州交流促進訪問

本派遣については、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州カウラで発生した日本人捕

虜集団脱走から80年を迎えるに当たり、知事並びに県議会議長がカウラ市長から記念式典等への参加の招へいを受け、現地を訪問したものである。

派遣議員については、会議規則第87条に基づき、議決により議長及び各交渉会派を代表する議員とされており、いずれも議長の決裁により派遣決定された本県議会を代表するメンバーであると認められる。メンバーは、議長のほか交渉会派を代表する役員であり、派遣目的に適っている。

80周年記念式典の参加を始め、九州電力元会長である永倉三郎氏が、オーストラリア人及び日本人の戦没者墓地がカウラ市民に大切に維持・保存されていることに感銘を受け整備したサブロー・ナガラパークへの訪問、戦争墓地での献花は、いずれも第二次世界大戦時における両国の戦没者への慰霊であり、本県が進めるニューサウスウェールズ州との友好関係強化の取組の趣旨に合致すると認められる。

また、本県と同州は、訪問の前年11月に「水素分野における協力促進に関する覚書」を締結するなど、水素エネルギー産業やスポーツ等の振興において緊密な連携を図っており、先進事例を学ぶため、学校や教育省等の訪問、観光・教育に係る各種セミナーへの参加の他、先進技術を持つ企業や研究機関を視察し、関係者との意見交換を行ったことは、本県が進める教育の充実及び観光・水素エネルギー産業等の振興の取組の趣旨に合致すると認められる。

加えて、本派遣は知事との同行であったため、派遣の訪問先等は知事部局において選定されたものである。

なお、以下全ての海外派遣について言えることであるが、行程に組み込まれている現地県人会との交流や政府関係機関等への表敬及び意見交換は、いずれも現地訪問の機会を捉え相互理解と友好親善を深めることを目的としたものであり、本県が進める海外との地域間交流推進の取組の趣旨に合致すると認められる。

イ エジプト・カイロ訪問

本派遣については、本県にアジア太平洋地域統括本部を置く国際連合人間居住計画（国連ハビタット）が主催する「第12回世界都市フォーラム」への出席を目的としたものである。国連ハビタットが取り組む、人々の健康的な暮らしを守る取組や気候変動等の環境問題への取組、持続可能なまちづくりは、「ワンヘルス」と深いかわりがあり、ワンヘルスの最大級の国際会議「ワールド・ワンヘルス・ कांग्रेस」の本県誘致に向け、本都市フォーラムに参加し、大規模国際会議の運営方法や課題、情報発信の手法等を調査するため、フォーラム視察の他、関係者との意見交換の機会を持つことは、本県が進めるワンヘルスの取組の趣旨に合致すると認められる。

派遣議員については、会議規則第87条に基づき、議決により、議長及び議長が指名する議員とされており、いずれも議長の決裁により派遣決定された本県議会を代表するメンバーであると認められる。メンバーは、議長のほか福岡県国際交流推進議員連盟会長を務める議員であり派遣目的に適っている。

ウ バンコク都友好促進訪問

本派遣については、本県との友好提携先であるタイ王国・バンコク都において、ワンヘルスの推進に係る基本合意書への署名式出席等を目的に、知事並びに議長等が現地を訪問したものである。

派遣議員については、会議規則第87条に基づき、議決により、議長及び議長が指名する議員とされており、いずれも議長の決裁により派遣決定された本県議会を代表するメンバーである

と認められる。メンバーは、議長のほか福岡県タイ友好議員連盟代表並びに役員を務める議員であり、派遣目的に適っている。

本県とバンコク都は平成 18 年に、県議会とバンコク都議会は平成 19 年に友好提携して以来、経済、環境、文化等幅広い分野で交流を重ねており、本派遣では、バンコク都における本県の更なる認知度向上と、タイからのインバウンド促進、農林水産物の販路拡大を目的として、福岡フェアや観光セミナー、交流会、商談会、県産農林水産物 PR 試食会を実施した。

これらの取組は、知事と議長による現地での貴重なトップセールスの機会とも言え、両地域の更なる関係強化に寄与するだけでなく、本県が進めるワンヘルス、農林水産物等の魅力発信と輸出拡大、観光産業の高付加価値化の取組に合致すると認められる。

なお、本派遣は知事との同行であったため、本派遣の訪問先等は知事部局において選定されたものである。

エ ハワイ州議会友好訪問

本派遣については、本県議会と昭和 57 年に国際友好親善促進の盟約を締結したハワイ州議会からの招へいを受け訪問したものである。

派遣議員については、会議規則第 87 条に基づき、議決により、議長及び議長が指名する議員とされており、いずれも議長の決裁により派遣決定された本県議会を代表するメンバーであると認められる。メンバーは、議長のほか交渉会派を代表する役員、福岡県日米友好議員連盟の代表を務める議員であり、派遣目的に適っている。

本県とハワイ州は昭和 56 年に姉妹提携を締結するなどその結びつきは古く、文化、教育、経済など様々な分野で交流を続けている。

派遣に伴い訪れたパンチボウル国立太平洋記念墓地は、アメリカ合衆国で二つしかない国立墓地の一つであり、第二次世界大戦等の戦没者とその家族など、およそ 53,000 人が宗教の隔たりなく埋葬されている。第二次世界大戦中、欧州戦線に展開した日系人部隊のほか、日系で本県にルーツを持ち米民主党重鎮だったダニエル・イノウエ上院議員らも眠る日本及び本県にゆかりの深い墓地でもあり、終戦から 80 年を迎え両国の戦没者への慰霊を行うことは、本県が進めるハワイ州との友好関係継続の取組の趣旨に合致すると認められる。

また、ハワイ大学では、ワンヘルスに関して同大学が取り組んでいるプログラムや本県の取組について意見交換を行っており、本県が進めるワンヘルスの取組の趣旨に合致すると認められる。

オ ハノイ市人民評議会友好提携 10 周年記念訪問

本派遣は、本県議会とハノイ市人民評議会との友好提携 10 周年を契機として、新たな取決めを締結するとともに、両地域の友好・協力関係を促進させることを目的に訪問したものである。

派遣議員については、会議規則第 87 条に基づき、議決により、議長が指名する議員とされており、いずれも議長の決裁により派遣決定された本県議会を代表するメンバーであると認められる。メンバーは、議長のほか交渉会派を代表する役員、福岡県ベトナム友好議員連盟の代表を務める議員であり、派遣目的に適っている。

ハノイ市人民評議会とは平成 26 年に友好交流の取決めを締結して以来、長年にわたって友好交流を続けており、今回はこれまでの取決めにワンヘルスの推進に関する項目を加え新たな取決めを締結した。このことは、本県が進めるワンヘルス及びハノイ市との友好関係継続の取組の趣旨に合致すると認められる。

カ 大韓民国慶尚南道議会友好訪問

本派遣は、韓国・慶尚南道議会からの招へいを受け、ワンヘルスの推進に関する覚書を締結するとともに、更なる友好関係の促進を図ることを目的に訪問したものである。

派遣議員については、会議規則第87条に基づき、議決により、議長及び議長が指名する議員とされており、いずれも議長の決裁により派遣決定された本県議会を代表するメンバーであると認められる。メンバーは、議長のほか福岡県日韓友好議員連盟代表並びに役員を務める議員であり、派遣目的に適っている。

本県議会と慶尚南道議会は平成24年に友好交流協定を締結して以来、長年にわたり友好交流を続けており、今回はこの協定に基づき、両議会が特に関心を持って交流に取り組む分野として、ワンヘルスの推進に関する新たな覚書を締結し、意見交換を行うことで関係強化を図った。

派遣に伴い訪れた国立大田顕忠院は、朝鮮戦争等の戦没者や歴代の大統領などに加え、本県議会と慶尚南道議会の友好交流協定に尽力された韓日親善協会中央会元会長も眠る墓地であり、慰霊を行ったものである。

また、韓日親善協会表敬訪問は、会長と面会し、最近の韓国情勢や日韓関係などについて幅広い意見交換を行うために実施した。

これらの取組はいずれも、本県が進めるワンヘルス及び慶尚南道との友好関係継続の取組の趣旨に合致すると認められる。

キ 中国訪問

本派遣は、訪問前年の5月に日中韓首脳会議におけるワンヘルスの理念を盛り込んだ共同声明において、「国、地域及び世界の健康安全保障の強化のために、ワンヘルス・アプローチを通じて、多分野にわたる積極的な参加」が推奨されたことに伴い、中国政府機関等を訪問し、日中間におけるワンヘルスの推進及び国際交流に関する意見交換を行い、併せて西安市で開催される日中韓獣医師会 MOU 締結式及び中国獣医師会大会に出席し、ワンヘルスに関する国際協力の調査を行ったものである。

派遣議員については、会議規則第87条に基づき、いずれも議長の専決により派遣決定された議長及び本県議会を代表するメンバーであると認められる。メンバーは、議長のほかワンヘルス・地方分権等調査特別委員会委員長であり派遣目的に適っている。

取組はいずれも、本県が進めるワンヘルス及び同地域との友好関係継続の取組の趣旨に合致すると認められる。

上記のとおり、いずれの派遣も本県が進める施策にも適ったものであり、請求人が主張する不合理な点は認められなかった。

(2) 議員の費用弁償（旅費）の必要性及び妥当性について

ア 航空賃

議長を含む本県議会の議員については、旅費法第34条第1項第1号のイ及びロ並びに第2号のイの職務にある者（令和7年4月1日以降は、旅費法施行令第7条第2項第2号及び第3号の「内閣総理大臣等、指定職職員等」）に相当するとして知事（人事課）との事前協議により格付けを整理しており、ビジネスクラスの座席使用が認められていることから支給したものであり、相当性が認められる。

今回監査対象の海外派遣7件・延べ26名について、関係規程に基づき、ビジネスクラス使用による費用弁償が支給されていたこと及び支給額も適切であることを確認した。

全ての支出のうち、ハノイ市人民評議会友好提携10周年記念訪問の復路において、公務外の理由により航空機乗換地の台湾で派遣団本体と別行動をとった者が1名おり、結果として、この1名は復路の航空運賃が10万円程度高額になっていた。

この妥当性について議会事務局から旅費の制度所管課（人事課）に確認したところ、「平成14年6月11日付け14人給第19号「福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について（通知）」第1の第5条（旅行命令（※）等に従わない旅行）関係では、発着地が出張命令どおり旅行した場合の経路内に収まっている場合でも「出張命令の日程を超えて旅行した日の旅費」は、出張命令の日程と連続する週休日等に留まる場合を除き、支給しないこととしている。

一般職の場合は、私用のため台湾到着後に別行動をするのであれば、3月5日（水）及び6日（木）は出張命令の日程と連続する週休日等の旅行に当たらないため、台湾—福岡間の航空賃は支給できない。

ただし、議員については勤務時間の定めがないため、上記の取扱いは適用されず、台湾—福岡間の航空賃の支給の可否については、海外旅行に係る公費の支出であることを踏まえ、議長の判断によらねばならない。

また、発着地は旅行命令どおり旅行した場合の経路内に収まっているが旅行日が異なる場合の旅費の限度額の規定は内国旅行の場合について定めており、海外旅行の場合の取扱いについても、海外旅行に係る公費の支出であることを踏まえ、議長の判断によらねばならない。」とのことであった。

このため、議会事務局に復路の航空運賃の支出理由について確認したところ、「議員には、平成14年6月11日付け14人給第19号「福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について（通知）」の適用がないこと及び一般職のような勤務時間の観点がなく、あらゆる議員活動が議会活動と関連し、有益なものになり得るといふ議員特有の事情がある。台湾での当該議員の活動は、議会公務ではないとはいえ、議員活動とは無縁の私的活動ではなく、福岡県と台湾との連携促進に資する台湾の要人との面会を目的としたものだったという個別の事情を勘案した判断として実費弁償を行ったものであり、公正な事務処理の要請に反するものではないと考える。

なお、支給額については、上記通知を類推適用する方法もあり得ると考えるが、そのような方法も含め、このような場合の議員への費用弁償支給額に関するルールは策定されていなかったため、原則どおり実費弁償の要請を重視し、実際の所要額を支給したものであり、何ら不合理な判断ではないと考える。」とのことであった。

このことを受け、台湾訪問の理由や面談した相手等について確認した結果、当該航空運賃に係る支出についても、明らかに違法又は不当とまでは言えないと判断した。

※ 「旅行命令」とは、公務の円滑な遂行を図るために、職員が勤務場所を離れて業務を行うことを命じる職務命令のことで、「出張命令」と同義

イ 宿泊料

宿泊料については、旅費法（令和7年4月1日以降は「旅費法施行令」）を準用しており、派遣時における滞在先ホテルの実勢価格との比較でやむを得ず法定額（令和7年4月1日以降は「基準額」）を超過する場合は、知事（人事課）への事前協議を経て適切に支給していた。

なお、本件海外派遣7件中6件において、派遣代表者である議長若しくは副議長の部屋のみ、

他の議員よりグレードの高いものとしていた。

これは、訪問国の政府要人等が面会に来られた際に、相応のグレードの部屋で来客対応する等の必要上、派遣代表者（議長又は副議長）のみ、一定のセキュリティを確保しつつ、不必要に華美なルームタイプでない部屋の使用を、知事（人事課）への事前協議を経て決定したものであることが認められた。一方、バンコク都友好促進訪問では、来客対応の必要がなかったとして、全員が同じタイプの部屋を使用していたことを確認した。

ウ その他の費用について

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等関係規程に基づき、国内の移動に要した交通費、日当については国家公務員の外国旅行に準拠した金額及び旅行（渡航）雑費が適切に支給されていることを確認した。

(3) 交際費（土産代）の支出手続の必要性及び妥当性について

県議会の交際費は、議長が県議会を代表し外部との交渉や公の交際のために要する経費であり、香典等の慶弔費や関係団体の会費、式典等への供花、今回の監査対象である海外派遣の際の土産代等に使用される。

その執行状況は、毎月県議会のホームページで公表されているが、病気見舞いや土産等の贈答品については、プライバシー保護や相手方との信頼関係に特段の配慮を要するとして、金額や氏名等一部の情報を公表していないものもある。

贈答品の購入価格を明らかにした上で相手方に渡すという行為は、社会通念上も一般的とは言いがたく、個々の贈呈先にどのような価格の土産を持参したか、金額を明らかにしていないことについては一定の理解はできる。

議員の海外派遣に際し、訪問先の政府機関、団体等に対し、国際親善を目的に土産品を持参するのは通例であり、過度に高額なものでない限り贈呈は妥当と言える。

今回監査対象とした土産品の購入については、支出証拠書類を確認したところ、いずれも関係法令等に基づき適切な事務処理が行われており、手続の瑕疵はなく、また、いずれの土産品も本県の伝統工芸品や特産の農・水産物、菓子等であり、本県の名産を海外で広報する上からも妥当である。品選びも贈呈先の数や関係性によって異なるため、支出が過度に高額であるとは言いがたい。

(4) 委託契約の手続及び業務内容等の必要性及び妥当性について

海外派遣に係る添乗等業務委託は、派遣先の現地の実情等を踏まえた対応が求められることから、同様の業務実績を有する等、履行能力を有する業者が限られており、自治法施行令第167条の2第1項第2号及び財務規則運用要綱163条関係1の(1)の「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき」に該当するものとして、財務規則運用要綱第163条関係2に基づき、過去に同様の業務の履行実績があるなど受注が可能と認められる業者2社から見積書を徴して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と随意契約により契約を締結していた。

ただし、知事と同行したバンコク都友好促進訪問に係る委託契約については、知事部局が契約の相手方として選定した業者1社から見積書を徴して、予定価格内で当該業者と随意契約により契約を締結していた。

受託事業者数は、6件の契約に対し4社であり、特定の1社のみが受注しているという事実は

なかった。各契約において見積書を徴する業者を2社に絞ったことについては、それぞれの訪問先に応じてその地域事情に精通した旅行会社を見積の相手方として選定していたものであり、法令・規則に違反したものではないが、必要な能力を備えた業者は2社以上存在する場合も考えられ、競争性・公平性を確保するためには、能力を有するできるだけ多くの業者から見積を徴する努力が求められる。その際には、必要に応じて価格以外の評価項目を設定して総合的な観点から比較評価するなどの手法も検討すべきものと考えられる。

予定価格は、想定される最小限の人員・訪問先とした場合の添乗員、車両借上、現地ガイド、Wi-Fi レンタルなどに関する業務について、業者に聞き取りを行い設定していたが、過去の実績や見積等を考慮して作成された予算上の積算があるにもかかわらず、予算額を大きく下回る額で予定価格を定め、随意契約を行った後に受託業者との間で増額変更を行っており、適切な予定価格の設定がされていないとみられるものが3件あった。

予定価格の決定方法について制度所管課（財産活用課）に確認したところ、「知事部局においては取引の実勢価格などにより、まずは適切な予定価格を決定する必要があるとともに、契約締結後の変更契約は、通常、仕様書などにより変更契約の内容を契約相手方に示した上で見積書を徴するものであり、変更契約の理由が過去の実績等から予測できなかった事象（数量・期間等）なのか、県民に対する丁寧な説明ができるよう、その経緯や理由を詳細に記録して明らかにすべき」との考えであった。

このことを踏まえると、議会事務局においても当初契約において予算額どおりに予定価格を設定しなかったことについて決裁書類の中で理由等を明らかにすべきであると思われる。

また、随意契約の理由が自治法施行令第167条の2第1項第2号であれば、契約総額に近い形で予定価格を立てるなどの契約方法に改める方が透明性が高まると考えられる。

さらに、当初契約の締結後、訪問箇所、行程等の確定に伴い添乗員、現地ガイドの増員や、車両借上の追加など新たに追加となった業務に要する経費を合計した金額により変更契約を締結する際に、受託業者と協議の上見積書を徴収し、当該見積額を変更金額とする変更契約を締結していたが、見積の積算内容が残されていなかった。

制度所管課（財産活用課）に、変更契約に当たり変更金額の内訳が分かる明細書の提出を求めないことについて問題がないか確認したところ、「直ちに法令・規則等に抵触するまでは言えないが、知事部局においては県民への説明責任を果たす必要から、変更契約の際には、原則として契約相手方から具体的な数量や単価の内訳を詳細に示した見積書を徴し、発注者として、金額の妥当性を判断する必要がある」とのことであった。

このことを参考に、変更金額の妥当性について議会事務局に確認したところ、「日程の追加や参加者の増加に伴う添乗員の追加等があったこと、本県の海外視察の特性上、日程等の変更が直前になるため価格交渉が難しいこと、インフレや円安、人件費の高騰などにより増加したものであり、議会事務局において、過去の訪問時の費用や、参考価格等を基に業者と協議した」との回答であった。

それぞれの変更契約について、受託業者に積算内容の確認を行ったところ、変更契約は行程等の変更に伴い必要な業務が追加委託されていた。議会事務局に対して積算内容の詳細について聴取を行ったところ不自然な点はなく、積算内容及び変更金額は妥当なもの認められた。

贈収賄の疑いについては、業務委託契約に県議会議員が関与した形跡は認められず、議会事務局長の弁明にあるとおり、議会事務局の担当職員が関係法令等に基づき事務処理を行っており、収賄罪を疑うような事務処理はなかった。

結論として、随意契約という手法を採ったことは違法とは言えず、請求人の「随意契約が取られたことで、競争性・経済性を欠く合理的疑いを払拭することができない」という主張だけでは当該契約行為を違法又は不当とする理由とはなり得ない。

(5) 海外派遣終了後の結果報告について

本件海外派遣の結果については、令和6年6月の「議会改革プロジェクトチーム」の中間答申を受け、いずれもホームページや広報紙により報告されていた。なお、同プロジェクトチームにおいて引き続き報告のあり方を検討し、報告書の公表を準備中であることを確認しており、これまで以上に充実した結果報告がなされることが期待される。

(6) 暫定的な停止勧告について

暫定的な停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重要な影響を与えるものであることから、当該行為の違法性に係るものに限られ、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があることがその要件の一つとされている。

また、この相当な理由とは、社会通念上客観的に見て合理的な場合を言い、勧告を行うまでの根拠は不要であるものの、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であり、マスコミ等で指摘されているに過ぎない程度では、「相当な理由」があることにはならないものと解される。

本件請求においては、証拠書類として新聞記事及び同電子版の記事が添付されているが、同記事においては、随意契約の手法についての疑問や、他県との比較による疑問は呈されているものの、個々の海外派遣に係る公金支出の違法性が具体的に記載されているわけではなく、それが直ちに違法であることの裏付となるものとは言えない。また、監査による確認の結果、監査の対象となる海外派遣に係る公金の支出には、明らかに違法又は不当と言えるものはなかった。

したがって、当該行為が違法であると思料する相当な理由があるとは認められないことから、暫定的な停止勧告は行わなかった。

上記のとおり、「第3 請求の要件審査」により住民監査請求の対象とした公金の支出については、関係法令・基準等に基づいて事務処理が行われていると認められ、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実には該当せず、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

また、その他の財務会計行為については、請求の要件を満たさないため、却下する。

第6 付言

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査の過程において、本県議会の海外派遣の実施に当たって改善すべきと考えられる点が認められた。

1 海外派遣に係る委託契約手続について

海外派遣に係る委託料について、財務規則第152条第2項において「予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされているところ、過去の実績や見積等を考慮して作成された予算上の積算があるにもかかわらず、予算額を大きく下回る額で予定価格を定め、随意契約を行った後に業者と増額変更契約を行った例があった。

このような事務処理は「随意契約の方法を選択するに当たっては、誰が見ても納得できる理由であることが必要である。」との本県随意契約ガイドラインの趣旨に鑑みると、契約の透明性、公平性、競争性を確保する上で問題があり、こうした不自然な予定価格の立て方は県民に不信感を抱かせることにつながりかねない手法であると言わざるを得ない。

このことは、契約の手法に係る問題であり、契約の結果行われた支出そのものが直ちに違法又は不当となるものではないが、今後、議会事務局におかれては、透明性、競争性の確保を踏まえた契約方法の是正が必要と考える。

また、予算の計上が行われておらず、他経費からの流用等により必要経費が確保されたものについても、随意契約の方法により契約を締結し、その後変更契約が行われていた。これらについては、海外派遣の行程や参加人数、車両の手配台数が不明であり、当初より総額に基づく予定価格を定めることができなかったことによるものとされているが、今後についてはできる限り予算計上に努めた上で同様に透明性、公平性、競争性の確保を図られたい。

さらに、随意契約に当たって、財務規則第 163 条の「なるべく二人以上の者から見積書を徴しなければならぬ」という規定から、実績等がある 2 社から見積を徴している。しかし、必要な能力を備えた業者は 2 社以上存在する場合も考えられ、2 社からのみで見積では固定した業者とのみ契約を行っているのではないかと県の疑念を招きかねない。競争性・公平性を確保する観点からも、能力を有するできるだけ多くの業者から見積を徴する努力が求められる。その際には、必要に応じて価格以外の評価項目を設定して総合的な観点から比較評価するなどの手法も検討すべきものと考えられる。

2 海外派遣の妥当性及びその成果の積極的な県民への周知について

今回の監査の結果、議員の派遣先、活動内容、参加議員の選定については、規定に基づいた上で、派遣の目的に応じ決定されていた。

しかしながら、近年の円安・物価高等により、派遣に係る経費が増大する傾向にあることは否めない。もとより、議員の海外派遣の実施については基本的に県議会の裁量に委ねられており、その必要性は単に金額の多寡のみで判断されるべきものではないが、公金を用いる以上、経費の節減に努めることはもちろんのこと、それが本県の県政推進にいかにか有効に寄与するかについて、説明責任を果たすことが今後ますます求められる。

令和 6 年 6 月に「議会改革プロジェクトチーム」による中間答申がなされ、予算執行の根拠の明確化・合理化、経費の節減、海外活動に関する事前・事後の公表等に取り組むことが決定され、予算措置ルールの明確化、随員の見直しによる経費の節減、海外派遣に係るホームページでの公表等などが既に実施されているところである。

更に今後、

- ・ 委託業者の選定方法及び選定手続の見直し、経費総額の早期把握及び見積内容の精査と合理性の説明
- ・ 海外における参考事例等の調査を目的とした海外活動についての、参加議員全員が関与しての報告書の作成及びホームページでの公表

についても検討されているところである。

これらの取組を一層推進することにより、県政との関連を意識した派遣の目的、必要性や成果を県民に分かりやすく積極的にアピールし、費用や手続、成果など、派遣全般についての透明性を高めることにより、県民の一層の理解を得られるよう努められたい。

(参考) 主な根拠規定

今回の海外活動に係る公金の支出の根拠となる法令等は以下のとおりである。

1 派遣の決定、派遣後の公表に係ること

(地方自治法第100条13項)

「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」

(福岡県議会会議規則第87条)

「法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。(第1項)」

「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。(第2項)」

2 各費目の支出に関すること

○ 旅費

【令和7年3月31日以前】

(福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条)

「6 議長、副議長及び議員の外国旅行の費用弁償の支給については、知事が別に定める。」

(福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について(通知)第2 第6条(外国旅行の旅費)関係)

「特別職の職員の外国旅行の旅費の支給に関しては、支度料及び旅行雑費を除くほか、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)を準用するものとし、支度料及び旅行雑費の取扱いについては、旅費条例を適用する一般職員の例によること。また、福岡県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年福岡県条例第35号)第5条第6項に規定する外国旅行においても同様とする。」

(国家公務員等の旅費に関する法律第34条)

「航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に

関する法律第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもの
のうち同表の六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の七号俸又は六号俸
の俸給月額の俸給を受ける者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定める
ものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職
務にある者であつて同表の適用を受けないものうち各庁の長が財務大臣に協議
して定める特定指定職在職者に相当するものについては、最上級の運賃

ロ 指定職の職務にある者（イに該当する者を除く。）、七級以上の職務にある者及び
長時間にわたる航空路による旅行として財務省令で定めるもの（以下「特定航空旅
行」という。）をする六級又は五級の職務にある者については、最上級の直近下位
の級の運賃

ハ 六級以下の職務にある者（ロに該当する者を除く。）については、ロに規定する
運賃の級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運
賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務又は七級以上の職務にある者及び特定航
空旅行をする六級又は五級の職務にある者については、上級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運
賃

四 内閣総理大臣等又は指定職の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の
設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払
った運賃

2 車賃の額は、実費額による。」

（国家公務員等の旅費に関する法律第 35 条）

「日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 第三十二条第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、
前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相
当する額による。

3 食卓料の額は、別表第二の定額による。

4 第二十条第二項及び第三項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項の規定
は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。」

（国家公務員等の旅費に関する法律第 46 条第 2 項）

「各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により
旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であ
る場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。」

【令和7年4月1日以降】

（福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条）

「5 議長、副議長及び議員の外国旅行の費用弁償の支給については、知事が別に定める。」

（福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について（通知）第1 第29条（外国旅行の旅費）関係）

「外国旅行の旅費の支給に関しては、渡航 雑費を除くほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「施行令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）を準用すること。」

（国家公務員等の旅費に関する法律第6条）

「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして政令で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。」

（国家公務員等の旅費に関する法律施行令第7条）

「航空賃は、航空機（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- 一 内国旅行の場合であつて、内閣総理大臣等が移動するとき 最上級の運賃の額
- 二 外国旅行の場合であつて、内閣総理大臣等、指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者が長時間にわたる移動として財務省令で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

三 外国旅行の場合であって、運賃の等級が三以上に区分された航空機により内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）、指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

四 外国旅行の場合であって、職務の級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として財務省令で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額」

(国家公務員等の旅費に関する法律施行令第8条)

「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用」

(国家公務員等の旅費に関する法律施行令第9条)

「宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して財務省令で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として財務省令で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。」

(国家公務員等の旅費に関する法律施行令第11条)

「宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して財務省令で定める一夜当たりの定額とする。

(国家公務員等の旅費に関する法律第8条)

「2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。」

○ 交際費

(福岡県財務規則第19条)

「歳入歳出予算の款項及び目の区分並びに歳入予算に係る節の区分は、省令別記に規定する歳入歳出予算の款項及び目の区分並びに歳入予算に係る節の区分を基準として、及び歳出予算に係る節の区分は、省令別記に規定する歳出予算に係る節の区分により、知事が別に定めるものとする。」

(福岡県財務規則運用要綱第19条関係)

「知事が別に定めるもの」とは、歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書に掲げて定めるものとする。ただし、これ以外の新たな目及び節の設定が必要な場合においては、財政課長を経て総務部長の決裁を受けるものであること。

なお、歳出予算に係る節の区分は、省令別記に規定する区分により、別紙二「歳出予算に係る節の計上の要領」のとおり定めることとする。

(福岡県財務規則運用要綱 別紙2 抜粋)

「9 交際費 知事又はその他の執行機関が、公の交際のために特に必要とする経費である。なお、公の交際のために、特に必要とする物品の購入に要する経費を含むものである。」

(福岡県財務規則運用要綱第246条関係)

「2 使用責任者(警察本部にあっては会計課長、財務担当所にあっては財務担当所長)は、売払い、無償譲渡又は交換により物品を払い出すときは、買受人、譲受人又は交換の相手方から物品受領書を徴すること。また、物品受領書に代え、当該物品出納通知書の余白に当該物品の受取人をして受領年月日を記入させ、記名押印又は署名させてさしつかえないこと。ただし、次の各号に掲げる場合は、売払い又は無償譲渡をしたことを証するに足る書類をもってこれに代えることができること。

(2) 交際、報償又は扶助の目的をもって購入した物品を、その目的に従って無償譲渡するとき。」

○ 委託料

(地方自治法234条第1項及び第2項)

「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当すると

きに限り、これによることができる。」

(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号)

「地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

(福岡県財務規則162条の2)

「令第六十七条の二第一項第一号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の表の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額を超えない場合とする。

(令和7年6月30日以前)

一 工事又は製造の請負	二百五十万円
二 財産の買入れ	百六十万円
三 物件の借入れ	八十万円
四 財産の売払い	五十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	百万円

(令和7年7月1日以降)

一 工事又は製造の請負	四百万円
二 財産の買入れ	三百万円
三 物件の借入れ	百五十万円
四 財産の売払い	百万円
五 物件の貸付け	五十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	二百万円

(福岡県財務規則運用要綱第163条関係)

「1 随意契約によることができる場合は、令第一六七条の二第一項各号に掲げる場合に該当するときに限ることとされているが、第二号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例は概ね次のとおりであること。

(1)契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」

(福岡県財務規則運用要綱第 163 条関係)

「2 随意契約によるときは、なるべく二人以上の者から見積書を提出させ、予定価格の範囲内(第一項ただし書及び第二項に該当する場合を除く。)で価格を比較検討し、必要に応じて再度の見積り合せを行い、最も有利、かつ、確実な条件を備えた者と契約をすること」

(福岡県財務規則第 152 条第 2 項)

「2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

(福岡県財務規則運用要綱第 151 条関係)

「1 予定価格は、県が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準とするものであつて、競争の公正性を確保しようとするものであるから、常に厳正公平になされなければならない、かつ、その秘密の保持に関しては、特別の配慮を要するものであること。

なお、物品を購入する場合において、電子情報処理組織で行う一般競争入札では、封書に代えて、電子情報処理組織に記録し内容が認知できない方法によることができること。

また、「総務部長が指示する方法」とは、伺書の中に予定価格調書を折り込む方法をいうものであること。」